別記（三）

覚書

株式会社毎日新聞社長[illegible]代理[illegible]ヲ甲トシ同社従業員代表者（總轄天草麟太郎 宮[illegible] 細井吉治 製版篠崎春松 印刷菊地勝雄以上四名）ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

一、甲ハ乙ニ対シ別表未払給料金額ヲ来ル三月十五日迄ニ支払フベキコトヲ約束ス

一、甲ハ乙ニ対シ前記支払期日迄ニ其ノ支払ヲ確保スル為物的担保トシテ甲ハ其ノ所有スル備品什器（但シ輪転機鋳造機製版器械[illegible]机戸棚其他一切）ノ債権ヲ設定スルモノトス之等ノ物件ハ甲乙ニ[illegible]ニ対シ要ニ応ジ債権ノ抵当書類其他[illegible]

一、万一期日ニ至リ甲ハ乙ニ対シ未払給料金額ヲ支払ヒ得ザル時ハ該担保物件ハ[illegible]債権ノ実行ヲ為スコトナク直チニ乙ノ所有権ヲ移転スルノ効力ヲ発生シ乙ハ其物件ヲ随意売却処分[illegible]

右処分ニヨリ尚未払給料金額ニ満タザル時ハ甲ハ乙ニ対シ其不足分ハモ支払フベキコトヲ約束ス

右覚書ハ之ヲ二通作成シ各自一通宛所有スルモノナリ

昭和六年一月廿七日

甲 取締役社長 中里義美
同 専務取締役 宮岡三朗
乙 従業員代表 天草麟太郎 菊地勝雄 細井吉治

6. 2. 18
2145

労発第五三七号

昭和六年二月十七日 警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿

亜岸印刷所労働争議ニ関スル件（第一報ハ発生）

要旨ハ賃銀不払ニ端ヲ発シ本月九日ヨリ争議ニ入ル作業ハ平常通リ継続中

首題印刷所ニ労働争議発生セルノ状況左記ノ通リ

記

一、争議発生ノ場所 深川亜岸町一五七

二、事業主側

発生 二、九 解決 二、一三
使用労働者 一六
争議参加 一六
[illegible] 全部労働